

徳島県告示第五百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年九月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
有限会社あすみ	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ四三番地一	あすみデイサービスセンター	阿南市西路見町堤外六五番地一	生活介護	令和二年九月一日